



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4216号 2018.2.17 発行



ビワイチ バリアフリー 読売新聞 2018年02月17日
 タンデム自転車の公道走行解禁を伝える県警ホームページ

◇県公安委 タンデム自転車を解禁

2人乗りができ、視覚障害者も楽しめる「タンデム自転車」(タンデム)について、県公安委員会は16日、公道での走行を解禁する道路交通法施行細則の改正を公布し、同日付の県公報に掲載した。適用は4月1日で、琵琶湖を自転車で一周する「ビワイチ」の〈バリアフリー化〉が進む。

改正されるのは細則のうち軽車両に関する項目で、「2人以上で駆動するためのペダルその他の装置が設けられたもの」を「タンデム車」と明記。そのうえで、運転者以外の乗車を禁じる規定の例外として、タンデム車に「運転者以外の者1人」を乗車させる場合を追加した。

また、県警はこの日、ホームページ上でタンデムの解禁を告知。自転車の説明や特徴、走る前の練習やコミュニケーションなど走行する際の注意点をイラスト入りで載せた。

一方、留意点として、歩道は通行できないことや、一方通行などの標識に「自転車を除く」との補助標識があってもタンデムは対象外となることなど、通常の1人乗り自転車と異なる扱いとなることも解説する。

県はタンデムでビワイチをさらに盛り上げようと今年度、調査研究に取り組み、視覚障害者の団体などからも解禁の要望が寄せられていた。

山野勝美・県視覚障害者福祉協会副会長は「正式に認められたことは大きな一歩。積極的に普及に取り組み、視覚障害者がビワイチに挑戦できるようになっていけば」と期待を込めた

障害者の消費相談急増=対応や連携に課題-国民生活センター

時事通信 2018年2月16日

全国の消費生活センターに寄せられる障害者からの相談が急増し、その対応や福祉関係者との連携に苦慮していることが国民生活センターの調査で分かった。障害者の社会進出が進む中、悪質商法などのトラブルに巻き込まれる可能性が高まっており、専門家は「障害の特性に合わせた対応が必要」と指摘している。

障害者からの消費相談は2007年度に4567件だったが、14年度に9010件と2倍に。その後も9000件台で推移し、ローンや携帯電話、出会い系サイトといった相談が目立つ。

16年の障害者差別解消法施行を受け、国民生活センターは17年、自治体が運営する

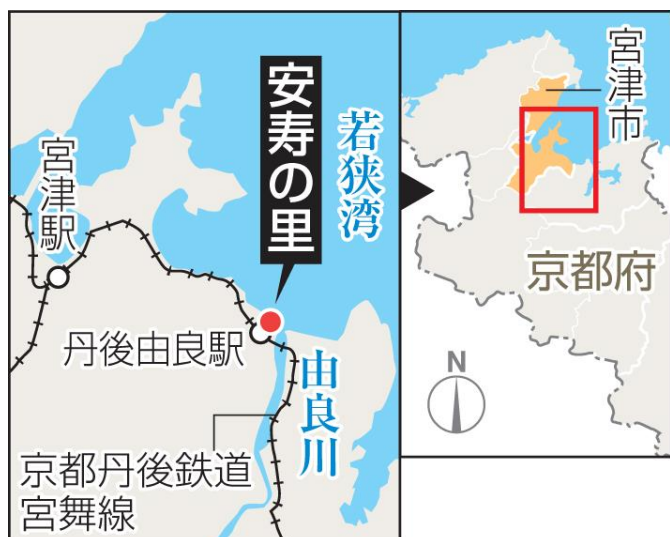
約800カ所の消費生活センターにアンケート調査を実施。過去1年間に、面談と電話による障害者の相談を受けたセンターは73.6%で、障害の種類は精神、知的、肢体不自由の順が多かった。

相談対応で「困ったことや難しいと感じたことがあった」との回答は9割に上り、その大半が「聞き取りや意思疎通がしにくいことがあった」だった。一方、福祉関係者から助言を受けられる体制があるのは、2割余りにとどまる。熊本県では週1回、臨床心理士を派遣し相談員にアドバイスしているが、こうした自治体はまだ少数だ。

また、障害者向けの出前講座や教材作製など啓発事業を行ったのは45%と半数以下。実施したセンターでも、多くが「障害者に関する専門知識が不足している」といった不安を回答した。

東京家政学院大の小野由美子准教授（消費生活論）は「特に知的障害者は意思疎通や内容の理解が難しい場合もある。相談時に支援者や専門家が入ることで対応がスムーズに進む」と指摘。相談現場で知識や技術を共有することが重要としている。

特養入所17人が骨折や打撲 京都・宮津、職員が虐待疑い



京都新聞 2018年02月16日
特別養護老人ホーム「安寿の里」の地図

京都府は16日、宮津市由良の特別養護老人ホーム「安寿の里」で、入所者の90代女性が虐待を受け、ほかの入所者16人も虐待された疑いがあるとして、運営する高知県香南市の社会福祉法人香南会に介護保険法に基づく改善勧告を出した。骨折や打撲など不自然なけがをしている入所者もいるといい、府と宮津市は複数の職員が虐待に関与した可能性があるとして、傷害と暴行の疑いで刑事告発を検討している。

府によると、昨年12月13日、入所中の90代女性が「ベッドから転落した」として宮津市内の病院を受診した。医師は慢性硬膜下血腫と診断し、全身に多数の打撲痕や擦り傷、あざなどがあったことから虐待を疑い、市に通報した。

府と市の調査で、受診した90代女性が同日午前0時ごろと同6時半ごろにベッドから落ちてけがをしたにもかかわらず、職員が速やかに報告しなかったことが判明した。市は、本来職員2人で介助するべきところを1人で行っていた状況によって、「外傷を招いたことは明らか」として虐待を認定した。直接的な暴力は確認していないという。

また90代女性とは別に、2016年1月から今月にかけて70代以上の16人が骨盤の骨折や皮下出血などのけがをしていたことも分かったという。府介護・地域福祉課は「通常の介護ではできない傷で、職員による直接的な暴力があったかどうか調査中」としている。

府によると、安寿の里は2015年開設で、入所定員は80人。

強制不妊手術 「千件突破」冊子で功績強調 最多の北海道

毎日新聞 2018年2月16日

「優生手術（強制）千件突破を顧りみて」と題された資料＝共同



旧優生保護法（1948～96年）で認められていた障害者らの強制不妊（優生）手術について、北海道で行政や司法、医療関係者などが一体となり促進したことを示す冊子が、京都府立京都学・歴史館（京都市）で見つかった。北海道は手術件数が全国で最も多く、道はこれらの資料を基に旧法に照らして当時の対応に問題がなかったか検討する。

【日下部元美、田所柳子】
行政、司法、

医療一体で

「優生手術（強制）千件突破を顧りみて」と題された冊子は同館で保管されており、毎日新聞が写しを入手した。強制不妊手術が累計1000件を超えたのに合わせ、道衛生部と道優生保護審査会が56年に作製。同法や政府の取り組みを「民族衛生施策の大きな前進」と評価し、手術の意義や道内の統計、実態などをまとめている。

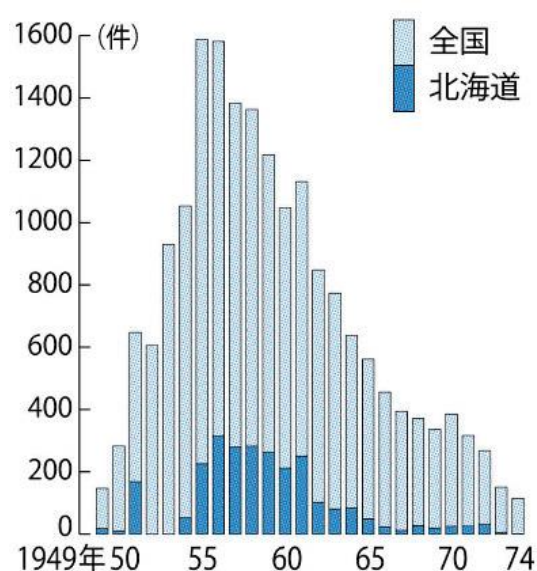
冊子によると、審査会は道衛生部長や医師会長、教育委員、家裁の裁判官と調停委員、大学教授らで構成。49年度から55年12月までに1012件の申請があり、手術が適当と判断されたのは1001件に上った。対象者は全員が「精神疾患」で「精神分裂病」が85%と記されている。

手術件数が全国最多の理由を「患者が多いからではなく、申請に対する医師、審査委員、その他関係各位の協力」と強調。一方で「悪質な遺伝性の身体疾患」などの手術が行われないのは「憂慮すべきこと」とし、「一段の正しい理解と積極的な協力を」と求めた。さらに匿名で事例を挙げ、「審査会で扱った事例のほとんどが本人はもちろん家庭や社会的にも悲惨な問題を擁している」と早期の手術の必要性を訴えた。

厚生労働省などの記録が残る全国の強制不妊手術は計1万6475件。このうち北海道は2593件で、冊子が作られた56年度は315件と全国の約4分の1を占めた。

冊子は道衛生部長から京都府衛生部長に送られ、同館で保管されていた。高橋はるみ道知事は当時の対応について「国の意を受けて（手術が）自治体で実行されていた」と指摘。一方で「現時点の科学的知見や人権への配慮を考えた場合、本人の同意なく手術が医師の申請で実行されたことは同じ女性として悲しく、大変重く受け止める」と述べた。

申請に基づく優生手術件数

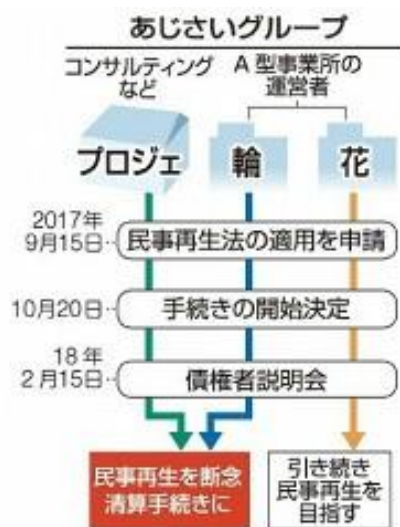


あじさい1法人1社が再生断念へ A型事業所閉鎖、清算手続き移行

山陽新聞 2018年2月17日

倉敷市内で障害者の就労継続支援A型事業所が閉鎖し、多数の利用者が一斉に解雇された問題で、民事再生手続き中の一般社団法人「あじさいの輪」（同市片島町）とグループのコンサルティング会社「プロジェ」（同）が事業の再生を断念する方針を固めたことが16日、分かった。今後はいずれも清算手続きに移行する見込み。

グループのA型事業所2カ所を経営して障害者約160人を雇用する会社「あじさいの花」（同）は引き続き民事再生手続きを進める。



代理人弁護士や倉敷市などによると、15日に同市内で開いた債権者説明会で明らかにした。再生計画案では、「輪」は飲食店も営むプロジェに養殖ウナギを卸して収益を上げる予定だったが、プロジェの経営状況が厳しくなったため、再生を諦めたという。「輪」では養殖事業を第三者に売却することも検討している。

「輪」とプロジェの従業員は解雇される見通しだが、代理人弁護士は「人数については現時点で回答を差し控えたい」と述べた。

伊東香織市長は「『花』の利用者に影響が出ないようにすることと、『輪』の元利用者の再就職を支援することについてグループを指導している」とコメントした。

「輪」とグループ2社は、A型事業所へ支払われる国の補助金などを元手にウナギの養殖や飲食店、コイン洗車場などの多角経営を展開したが、設備投資がかさみ経営破綻した。負債総額は約14億8千万円。昨年9月に民事再生法の適用を岡山地裁に申請し、10月に開始決定を受けていた。

民事再生手続きでは、事業を継続しながら再生計画案をまとめ、債権者集会で計画案に同意が得られれば計画を遂行し、否決の場合、通常は破産手続きに移行する。

グループは倉敷、高松市内でA型事業所6カ所を昨年7月末に閉鎖し、障害者283人を解雇した。

発達支援へ通所教室「ぱすてるひろば」開設へ 静岡市、各区に

静岡新聞 2018年2月17日

静岡市は2018年度、発達支援が必要な幼児を年間を通して受け入れる通所教室「ぱすてるひろば」を葵、駿河、清水の各区に開設する。市内に1カ所しかなかった児童発達支援センターも民間活力を使って新たに整備する。18年度当初予算案に関連事業費2億4千万円を計上し、就学までの切れ目ない発達支援に取り組む態勢を構築する。

「ぱすてるひろば」は7月に開設。発達支援が必要と判断された幼児と親が通い、保育士や心理士、音楽療法士から特性に合わせた支援を受ける。

市は現在、1歳6カ月健診で発達障害の可能性があると判断した場合、親子の遊ぶ様子などを観察して必要な支援のレベルを見極める「あそびのひろば」を紹介している。その後、重度ならば療育を行う発達障害者支援センターや児童発達支援センター、軽度ならばこども園や子育て支援センターを案内していた。今回の「ぱすてるひろば」はその中間に位置し、子どもの状態に合ったより細やかな支援が可能になった。こども園などとの併用もできる。

市は発達支援の対象児を年間約750人と推計する。市によると、支援が追い付かず、療育施設での初診は半年待ち、こども園でも健常児との統合保育が困難になるなど対応が迫られていた。担当者は「受け皿を増やし、全ての子が必要な支援を受けられるようにする。親も気負わず相談してほしい」と話した。

市内2カ所目になる児童発達支援センターは駿河区登呂の市有地に民設民営で整備し、19年4月に開所する。

障害児保育、地方交付税手厚く 自治体に、受け入れ倍増で総務省

福井新聞 2018年2月16日

総務省は、認可保育所で障害児を受け入れている自治体に対し、2018年度から地方交付税を手厚く配る。認可保育所が16年度に預かった障害児は全国で6万5千人と10年前から2倍に増加しており、自治体の財政負担が大きくなっていた。受け入れ人数が多い自治体は交付税が増えるよう、配分額の計算方法も見直す。

政府は、障害のある子どもを一般の認可保育所で受け入れる施策を推進。厚生労働省によると、共働き世帯の増加などにより、預かる人数は増え続けている。

特別支援教育 県教委、人材確保急ぐ 通級指導 対象者増に対応

茨城新聞 2018年2月17日

特別支援教育の専門性向上を目指す研修講座。多くの教員らが受講した=2017年12月、笠間市平町



県教委は、特別支援教育の充実に向けた人材確保を急いでいる。児童生徒数が減少する一方で、小中学校の特別支援学級や特別支援学校の在籍者は年々、増加傾向にあるためだ。通常学級に在籍しながら必要に応じて別室で授業を受ける「通級指導」の対象者が増えていることから、懸念される教員不足への対応とともに、高い専門性を備えた教職員の育成が求められ

ている。（報道部・朝倉洋）

■高校も制度化

文部科学省の2012年度の調査によると、小中学校の通常学級に在籍し、学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒は全体の約6・5%で、1学級に2~3人在籍する割合だった。また、16年度の通級指導対象者は全国で9万8311人となり、過去最多を更新した。同省などは「発達障害などへの理解と把握が進んだ結果」とみている。

県教委によると、県内小学校の通級指導学級の設置数は本年度(17年5月1日現在)、前年度を6校8教室上回る58校84教室で、対象の児童数は前年度比83人増の計932人となった。中学校の設置数は16年度までゼロだったが、本年度は7校7教室で、対象の生徒は計51人に上っている。

来年度からは、高校でも通級指導が制度化される。これまでは、大部分の授業を通常学級で行い、別室での特別指導は週に数コマ程度にとどまっていた。小中学校の対象者の増加を受け、高校でも障害に応じた特別指導に対応する。今後、県教委は、中学校からの引き継ぎや校内の体制整備に加え、担当教員の育成などに取り組む方針。

県教委は「特別支援教育の流れが急速に進んでいる。専門知識を持つ教員の確保や学校単位の支援体制づくりが急務」とする。

■高い専門性

通級指導教室の増加に伴い、同教室の担当教員も増え続けている。国でも教員不足の解消に向け、加配措置など対策に乗り出している。県内でも児童生徒の生活や学習をサポートする教員以外の支援員を配置するなど支援の充実や負担緩和を図っている。支援員は5年前の約千人から約1300人に増えている。

県教委は「全ての教職員が専門性を高める必要性に迫られている」とし、特別支援教育の充実に向けた人材確保に力を入れる。年間を通して、基礎知識から高度な専門分野まで、教員個々の知識に応じた研修講座を実施している。

昨年末は専門知識を深める講座を開いた。発達障害のある小中高校生向けの放課後デイサービスを運営する「Kaizen(カイエン)」代表の鈴木慶太さんを招き、進学や就職の支援、自

立心を養う社会体験などについて講習をした。鈴木さんは「学校内外で求められていることに目を向けることが大事」と、視野を広げる必要性を指摘した。

講座を受けた県立高の女性教諭は「高校では特別支援教育に目を向け始めたばかり。できることから取り組んでいきたい」。また、県立特別支援学校の女性教諭は「とても新鮮。新しい視点を大切にしたい」と話した。

■リーダー的役割

特別支援教育の専門性を生かし、学校や地域で活躍する担い手を育成しようと県教委は10年度、県独自の専門員制度を導入。子どもへの対応だけでなく、教員や保護者らに対する助言など「総合的な力を持つリーダー的役割」（県教委）を担う。

専門員には、教職経験10年以上で規定の研修講座の受講、適切な実践事例レポート提出などが求められる。昨年末までに教職員約70人が認定を受けた。県北地域の中学に勤務する専門員の男性教諭は「校内や地域で理解啓発を進める一翼を担いたい」とする。

県教委は「今後も専門員の育成に努め、県の特別支援教育の底上げを図りたい」としている。

西山さん「早く無罪を」 滋賀、湖東病院事件で報告会 京都新聞 2018年2月16日



大阪高裁の再審開始決定と大阪高検の特別抗告を受けて心境を語る西山さん（滋賀県彦根市大東町・彦根勤労福祉会館）

昨年12月に大阪高裁で再審開始決定が出た湖東記念病院事件の報告会が滋賀県彦根市大東町の彦根勤労福祉会館で開かれた。無実を訴える西山美香さん（38）は、大阪高検の特別抗告で審理が最高裁に移ったことを受け「早く無罪判決を受けて平凡な生活をしたい」と心境を語った。

西山さんは、同病院の看護助手だった2003年に男性患者の人工呼吸器を外して死亡させ

たとして殺人罪で懲役12年が確定し、昨年8月まで服役していた。

報告会では、担当する井戸謙一弁護士が、大阪高検が主張する特別抗告の理由を解説。高検は、高裁決定が自然死した可能性があるとした男性患者の死因について医学的見地から反論し、西山さんの犯行の自白は信用性があることなどを挙げていると説明した。

井戸弁護士は「高検の主張は言いがかりに等しく、反論できる。最高裁が再審開始決定を維持する可能性は十分ある」と期待した。

西山さんは「特別抗告は予想していたがショックだった」と振り返り「苦勞した両親を見ると、うその自白をしてしまった自分が情けないが、しっかり前を向いて歩いていきたい」と話した。

共同住宅、法的位置付けなし 11人死亡火災 札幌市、国に報告へ

北海道新聞 2018年2月17日

生活困窮者支援を目的とした共同住宅「そしあるハイム」（札幌市東区）で11人が死亡した火災で、札幌市は16日、同施設が老人福祉法など福祉関連の現行法で位置付けができない施設だったとして国に報告する方針を固めた。市は「有料老人ホーム」などにあたる可能性があるとして調査していたが、居住対象を65歳以上の高齢者に限っていなかったなどの理由で高齢者施設にあたらないと判断した。

老人福祉法は、高齢者を住まわせて食事などのサービスを提供する福祉施設を「有料老人ホーム」と定義。厚生労働省は市の調査に対し、同施設が「専ら高齢者の施設だったか」

という点に着目し、法的位置付けを判断するよう求めていた。

市は火災後、施設を運営する「なんもさサポート」と、生活保護受給者らに「そしある」を紹介したことがある支援団体などに聞き取り調査を実施。食事は提供されていたものの入居条件を高齢者に限定せず、入居時に65歳未満の人が少なくなかったことや、「なんもさ」が生活困窮者向けの下宿として運営してきたことを重視し、「有料老人ホーム」にあたらないと判断した。

認知症カフェ「家族や当事者の止まり木」 3団体が報告 田中聡子

朝日新聞 2018年2月17日
フォーラム会場近くでは、大分県で認知症カフェを運営するスタッフや利用者が、1日限定の出張カフェを開催した。運営などについて参加者の相談にのった＝東京都中央区

認知症がある人やその家族らが集う「認知症カフェ」の活動を通して、認知症がある人も暮らしやすい街づくりを考えるフォーラム（主催・朝日新聞厚生文化事業団）が3日、東京都内で開かれた。

フォーラムでは、2016年度と17年度に同事業団の「ともにつくる認知症カフェ 開設応援助成」を受けた計40団体の中から、3団体が活動を報告した。

東京都のNPO法人「若年認知症交流会 小さな旅人たちの会」は、利用者の男性が若年性認知症の妻と共に登壇し、「高齢者に比べるとデイサービスなど社会資源が少なく、本人や家族の受け皿が限定されてしまう」と発言。若年性認知症専門のカフェの重要性を語った。



【主張】東京圏の高齢化 後回しにできない課題だ 産経新聞 2018年2月17日

これまで地方創生の議論は、人口減少が進む地方の活性化策に集中し、大都市圏の課題は後回しにされがちだった。

2030年代半ばには東京23区を取り囲むように、高齢化率40%程度の自治体が並ぶ。それが首都圏白書の見立てだ。

かつて郊外に住宅を求めたサラリーマンたちが高齢化し、子供の世代は通勤に便利な都心部のマンションなどに移り住んだためだ。住民の大半が高齢者の地域は、大阪や名古屋などの大都市圏にもみられる。

地方創生のメインテーマとして、大都市圏の高齢化問題を位置づけ直す必要がある。安倍晋三首相は総合戦略の新たな柱に据え、早急に対策を講じてほしい。

総務省の人口移動報告によれば、昨年の東京圏（1都3県）は転入者が転出者を約12万人上回り、22年連続での「転入超過」となった。大阪圏と名古屋圏は5年連続の転出超過だった。

政府は東京23区の大学定員増加の抑制など、一極集中是正に向けた取り組みを強化する姿勢を見せる。こうした取り組みが重要なのはむろんだが、大都市圏の高齢化対策は決定的に遅れている。

若者中心、ビジネス中心で町づくりを進めてきたため、高齢者向けの施設やサービスは充実せず、医療機関や介護施設の不足も懸念されている。

東京圏は2025年までに75歳以上が100万人規模で増えるとの試算もある。地方の高齢者が流入すれば状況は一層悪化する。

とりわけ、高齢化が進む郊外が問題だ。丘陵地の住宅地やエレベーターのない古い団地

などが多く、身近な商店街がなくなり、1人暮らしの高齢者が買い物や通院に苦勞する場面が増えてきた。

今後、東京圏で過疎地や限界集落が登場することも予想される。鉄道やバスの運行本数が減る地区が広がる可能性もある。

駅前に集まり住み、用事は徒歩で済ませられるようにするなど、効率的な暮らしへの転換を図っていかなければならない。

大都市圏の対策が遅れるのは、都心部のイメージに引っ張られ、郊外住民の問題が政治課題として浮上しづらい面があるからだ。想像力が欠如している。

対象者数が多いだけに、有効な対策を講じなければやがて大きな社会問題となる。迅速さをもって対処することが求められる。

社説：高齢社会の未来 働く選択肢をもっと 中日新聞 2018年2月17日

シニアが生き生きと暮らせる社会に向けてどんな環境を整えることが必要か。その総合的対策の指針となる「高齢社会対策大綱」が見直される。重要なのは社会の担い手になれる就労環境づくりだ。

大綱は二〇一二年の前回見直しで「人生九十年時代」への転換を提唱した。今は「人生百年時代」といわれる。高齢化はシニアの人生も延ばしている。

大綱は六十五歳以上を「高齢者」と区分することが社会の実態に合わなくなりつつあると「エイジレス社会」を目指すことを打ち出した。確かに、元気なシニアが増えた。心身の状態は個人差もある。もはや画一的な捉え方は適切ではないだろう。

踏み込んだのは、公的年金の受給開始年齢を七十歳超にも拡大する方針だ。公的年金をもらい始める年齢は原則六十五歳だが、現行でも六十～七十歳の間で本人が選べる。それを七十歳を超えても可能とする。

年金額は六十五歳より前にもらい始めると減額、それより遅らせると増額される。受給開始を七十歳超にすればさらに上積みされる考え方になる。

長いシニア期である。自立して働けるうちは働き、将来の年金額を増やしたいと考える人も増える。昨年一月から六十五歳以上も雇用保険が適用された。年金受給の選択肢が増えることも就労支援につながる。

六十五歳以上人口の割合は推計で五五年に38%になる。女性同様、シニアも社会の担い手になってもらう必要がある。

そうなるカギを握るのは働く環境の整備だ。まず考えるべきは多くの企業が六十歳としている定年制の延長ではないか。

大綱では、公務員の定年延長は具体的な検討を進めることとした。民間に対しては定年延長や雇用延長を実施する企業への支援を盛り込んだ。

シニアの力を生かすには、定年後に補助的な業務を任せただけでは不十分だ。経験や知識、人脈を活用すれば意欲と能力が生かせる。

シニアはフルタイムで働けない場合もある。短時間労働を可能としたり、週三日など細切れの働き方を認めるなど企業には新たな雇用制度の設計が求められる。柔軟に働ければ子育て中の人や、病の治療と両立させて働きたい人も活躍の場を得られる。

働けず支えが必要な人も安心して暮らせる支援の充実に目配りすることは言うまでもない。

